

平成 2 1 年玉村町議会第 1 回定例会会議録第 4 号

平成 2 1 年 3 月 1 7 日 (火曜日)

議事日程 第 4 号

平成 2 1 年 3 月 1 7 日 (火曜日) 午後 2 時開議

- 日程第 1 議案第 3 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
 - 日程第 2 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度玉村町一般会計予算について
 - 日程第 3 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 4 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度玉村町老人保健特別会計予算について
 - 日程第 5 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第 6 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度玉村町介護保険特別会計予算について
 - 日程第 7 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について
 - 日程第 8 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計予算について
 - 日程第 9 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度玉村町水道事業会計予算について
 - 日程第 1 0 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度玉村町農業共済事業会計予算について
 - 日程第 1 1 陳情審査の報告
 - 日程第 1 2 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第 1 3 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度玉村町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度玉村町老人保健特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度玉村町介護保険特別会計予算について
- 日程第 7 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度玉村町水道事業会計予算について
- 日程第 1 0 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度玉村町農業共済事業会計予算について

日程第 1 1 陳情審査の報告

日程第 1 2 開会中における所管事務調査報告

日程第 1 3 閉会中における所管事務調査の申し出

追加日程第 1 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度玉村町一般会計補正予算（第 7 号）について

追加日程第 2 議案第 3 4 号 財産の取得について

追加日程第 3 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第 4 同意第 1 号 副町長の選任について

追加日程第 5 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

出席議員（16人）

1番	原 幹雄君	2番	島田 榮一君
3番	筑井 あけみ君	4番	齊藤 嘉和君
5番	備前島 久仁子君	6番	三友 美恵子君
7番	中里 知恵子君	8番	関口 祝嘉君
9番	浅見 武志君	10番	川端 宏和君
11番	町田 宗宏君	12番	村田 安男君
13番	宇津木 治宣君	14番	寺田 純子君
15番	茂木 信義君	16番	石川 眞男君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道君	副町長	横堀 憲司君
教育長	熊谷 誠司君	総務課長	小林 秀行君
税務課長	阿佐美 恒治君	健康福祉課長	松本 恭明君
子ども育成課長	新井 敬茂君	住民課長	佐藤 千尋君
生活環境安全課長	重田 正典君	経済産業課長	高井 弘仁君
都市建設課長	太田 巧君	上下水道課長	加藤 喜代孝君
会計管理者兼会計課長	新井 淳一君	学校教育課長	川端 洋一君
生涯学習課長	横堀 徳寿君		

事務局職員出席者

議会事務局長	大島 俊秀	議事調査係長	田村 進
局長補佐兼庶務係長	小板橋 保	主 査	関根 聡子

○開 議

午後 2 時開議

議長（石川眞男君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○日程の追加について

議長（石川眞男君） 本日は追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました 5 議案が提出されました。本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、5 議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第 1 議案第 3 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

議長（石川眞男君） 日程第 1、議案第 3 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

村田安男経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 村田安男君登壇〕

経済建設常任委員長（村田安男君） 委員長報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。事件の番号、議案第 3 号。件名、玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてでございます。議決の結果、原案可決でございます。議決の理由、内容は妥当であると認められました。

内容につきましては、その次のページに記載になっておりますけれども、報告をさせていただきます。

経済建設常任委員会議案審査報告。議案第3号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてでございます。

3月4日の本会議において町長から提案説明があった議案第3号について、経済産業課長より補足説明を受けまして、内容等をお聞きし、審議に入りました。

説明内容につきましてはそこに記載されておりますけれども、内容については、企業立地促進法が平成19年4月27日に国において制定され、同年6月21日に施行されたことに基づきまして、地域で企業立地の促進を図るための内容でございます。当然これは企業に有利な政策というものを盛り込んで誘致を促進するための内容になっております。

特に、この内容の中では産業の指定がございまして、玉村町においては、アナログ関連産業（電気機械産業・自動車産業等における製品性能で優位化を図るための技術）及び基盤技術産業（自動車・情報家電などの最終製品を支える産業）となっております。その次の健康科学産業については、玉村町の指定はなっておりません。

内容につきましては、特に固定資産税の減免を、誘致で玉村町に進出した企業について3カ年の固定資産税の減免措置でございます。そういうものを盛り込んでいくということでございます。

ただ、その下にありますけれども、特例措置として、当然これを行ったことによって、企業が入ってきたにもかかわらず税収がそれに伴わないということですが、その措置として、国から特に財政措置が図られるわけでございますけれども、普通交付税措置については0.67%以下の行政でございます。残念ながら、残念という表現はなんでございますけれども、玉村町はこの枠には、それ以上に内容がしっかりしておりますから当てはまらないということで、その次の下にありますように、固定資産税の増税分の一定割合5%、この範囲に該当してくるわけでございます、それぞれの国からの補助というものは受けられないわけでございますけれども、いずれにしましてもこの内容によって企業誘致を促進するという内容でございます。

その後列記されておりますけれども、現在玉村町においては、東部工業団地拡張に関し、関東精密鋳断（株）1社が県に申請し、準備を行っている段階ということでございます。

委員会においては、委員から活発な意見がございまして、慎重審議を行いました。各委員の内容については、その下に列記してありますので、閲覧を願いたいと思います。

先ほど申し上げましたように、全会一致で原案のとおり可決成立したということでございます。

以上でございます。

議長（石川眞男君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第3号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

-
- 日程第 2 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度玉村町一般会計予算について
 - 日程第 3 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度玉村町国民健康保険特別会計予算について
 - 日程第 4 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度玉村町老人保健特別会計予算について
 - 日程第 5 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 日程第 6 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度玉村町介護保険特別会計予算について
 - 日程第 7 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について
 - 日程第 8 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度玉村町下水道事業特別会計予算について
 - 日程第 9 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度玉村町水道事業会計予算について
 - 日程第 1 0 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度玉村町農業共済事業会計予算について

議長（石川眞男君） 次に、予算特別委員会に付託しました日程第2、議案第21号 平成21年度玉村町一般会計予算から日程第10、議案第29号 平成21年度玉村町農業共済事業会計予算の9議案を一括議題といたします。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

中里千恵子予算特別委員長。

〔予算特別委員長 中里千恵子君登壇〕

予算特別委員長（中里千恵子君） 報告いたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第21号 平成21年度玉村町一般会計予算について、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第22号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計予算について、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第23号 平成21年度玉村町老人保健特別会計予算について、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第24号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算について、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第25号 平成21年度玉村町介護保険特別会計予算について、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第26号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第27号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計予算について、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第28号 平成21年度玉村町水道事業会計予算について、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

議案第29号 平成21年度玉村町農業共済事業会計予算について、原案可決。内容は、妥当なものと認める。

予算特別委員長、中里千恵子です。以上です。

議長（石川眞男君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

最初に、日程第2、議案第21号 平成21年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第3、議案第22号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第4、議案第23号 平成21年度玉村町老人保健特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第5、議案第24号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第25号 平成21年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第26号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第27号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第28号 平成21年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を

求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

最後に、日程第10、議案第29号 平成21年度玉村町農業共済事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第21号 平成21年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

町田宗宏議員。

〔11番 町田宗宏君登壇〕

11番（町田宗宏君） 平成21年度予算案に対する反対討論を行います。

一昨日、南玉の総会がございまして、そのときにこういうことで予算案に反対しますと言ったら、拍手が起こりまして頑張れと、こういうことでありましたので力強く反対討論述べたいと、こう思っております。

100年に1度と言われる経済大不況の年度を迎えるに当たっての予算案としては経済不況対策が不十分であり、原案では町民の理解は得られないものと思います。しかしながら、これから述べる何点かについて予算を修正するということを言われるならば、賛成するのにやぶさかではございません。

まず1つ、経済不況による町民の苦しみを町民とともに分かち合うとともに少しでも歳出を抑えるため、町長以下特別職の給与を10%程度減額すること。1%も減額しないというのは言語道断であります。

2つ目、経済不況によって特に経済的に苦しんでいると思われるお子さんをお持ちの家庭の家計を助けるために、1つ、幼稚園の授業料を20%程度減額すること。2つ、保育所の保育料を県下で最低レベルに減額すること。特に平成20年度と比較して増額することは、絶対容認することはできません。3つ目、小中学校の給食を20%程度減額すること。

3つ目、経済不況によって税収が減るため、無駄を省き、経費を節約すること。1つ、第5次玉村町総合計画策定事業は、町長以下の職員で実施すること。このようにすることによって職員の能力を向上させ、人材を育成することに資することができます。2つ目、庁舎の清掃は、トイレから洗面所

みんな含めてです。すべて職員で実施すること。3つ目、福島のパケットパーク整備事業は延期すること。平成21年度以降に実施する。

以上で反対討論を終わります。

議長（石川眞男君） 次に、賛成の方の討論を認めます。

三友美恵子議員。

〔6番 三友美恵子君登壇〕

6番（三友美恵子君） 6番、三友美恵子でございます。平成21年度玉村町一般会計予算について、賛成討論を行います。

100年に1度と言われるほどの経済が悪化している状況の中、当町においては平成21年度当初予算は101億7,600万円と、前年度に比べ1%増の積極型予算が編成されました。歳入につきましては、法人町民税が経済状況の悪化により減少しておりますが、町税全体では前年度対比4.7%減の46億2,700万円が計上されております。一方地方交付税は、町税の減収等により、前年度対比9.4%増の9億3,000万円が計上されております。また、町債において、前年度対比50.6%増の12億5,000万の借入れを計上しておりますが、玉村中学校体育館、プール建設に伴う教育債、第3保育所建設に伴う社会福祉施設整備事業債等々事業遂行上必要な起債であると判断いたします。健全な財政運営をしつつ町民福祉の向上、経済不況対策等を考慮した予算編成であると思っておりますが、21年度に入りこれからも気の抜けない経済状況が続くものと思われます。そのときには臨機応変な対応をとっていただけるようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

議長（石川眞男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。

異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川眞男君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第22号 平成21年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第23号 平成21年度玉村町老人保健特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第24号 平成21年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

議案第25号 平成21年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

町田宗宏議員。

〔 11番 町田宗宏君登壇 〕

11番(町田宗宏君) 介護保険料の問題ですけれども、もう既に特別委員会で申し述べましたが、増額に反対だということでございます。平成21年度は、先ほど来一般会計予算でも、賛成、反対、両方の人が同じ認識で立っているのですが、100年に1度と言われる経済不況の元年とも言われる年でございます、いかなる理由があるにせよ、この平成21年度に介護保険料を増額することに反対でございます。

では、どうしたらいいかということですが、平成21年度は据え置きとしまして、その増額分については介護保険基金あるいは財政調整基金を充当すると。それで、平成22年度以降増額をすればいいというそういう考え方でございます。平成21年度に介護保険料を増額するということについては、これも一昨日の南玉の方に話しましたら、何だこんな不況のときに増額するのかと、もってのほかだと。そういうことで、この件についても頑張ってくださいと、こういうことでありますので、反対討論をします。

終わります。

議長(石川眞男君) 次に、賛成の方の討論を求めます。

筑井あけみ議員。

〔 3番 筑井あけみ君登壇 〕

3番(筑井あけみ君) 平成21年度玉村町介護保険特別会計予算について、賛成討論いたします。

介護保険料は、各計画期間ごとに算定すべきものとなっております。3年間は同額とすると決まっております。しかし、今回は3%の介護保険の改定に伴う介護保険料の上昇が抑制するために国が特別に報酬改定に伴う上昇分の半額を国が交付するということで、特例として決まりました。各年度ごとに保険料を算定してもよろしいということで、特別の年となりました。そうしますと、玉村町の場合には21年度から23年度まで年々上がり、1年ごとに介護保険料が変わっていきます。そのような複雑な誤解を招くような介護保険料でなく、当町としては3年間の平均の基準額を3,900円と算定したという説明をいただきました。これは、被保険者であります方々の混乱を避けるためであります。そして、3年間の基準額を3,900円と算定いたしました。

また、玉村町におきましては、介護保険の認定者も増加となり、介護保険料の制度が始まって以来初めての特別養護老人ホームの建設も決まっております。このような要因もありまして、介護保険料の改定はやむを得ないのではないかと、このように考えております。

よって、本年度予算について適正であると思ひ、賛成いたします。

議長(石川眞男君) ほかに討論はありませんか。

寺田純子議員。反対討論。

14番(寺田純子君) 反対です。

議長(石川眞男君) はい。

〔 14番 寺田純子君登壇 〕

14番（寺田純子君） 先ほどから言われている言葉ですが、100年に1度と言われる経済不況下であって、町民生活は困窮を余儀なくされております。今こそ生活者支援の充実を図るべきと思います。

そこで、さきの介護保険料値上げ改定に当たり、調査、検証、議論が十分になされていない。また、推計の数字をもとにした値上げでは十分に理解し得る説明になっていない等で、今議会に提案された議案第9号 玉村町介護保険条例の一部を改正する条例に反対をいたしました。よって、その改定保険料をもとに作成された21年度介護保険特別会計予算には、道義的に同意できません。

反対の立場から、以上を討論といたします。

議長（石川眞男君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

村田安男議員。

〔 12番 村田安男君登壇 〕

12番（村田安男君） 今回の介護保険料の引き上げについては、国の打ち出した政策でございますけれども、過去6年間において5%の介護保険料の国としては削減が図られたわけでございます。それによって、現状介護に従事する人たちの待遇、これはまことに悲惨なものがあるということで、資格のない者においては、月収で13、4万。あっても16、7万というような現況の中において、昨日からきょうにわたってもテレビ等で報道されておりますけれども、外国人を導入してまでこの介護保険という制度を何とか維持しなくてはならないというような苦肉の策が国としては打ち出されている現況でございます。それと同時に、当然これは準備金もございまして、今年度引き上げなくても何とかするというような内容の説明は聞かせていただきましたけれども、現実問題として、ことし何とかなくても、後世において当然高齢化というものは進むわけでございます。そういうものを考えた場合において、後世に、後の人にこれらの負担というものがつき回るわけでございますので、3年のこの年度において平均化した形での政策というものについて私は賛成させていただく次第でございます。

よろしく申し上げます。

議長（石川眞男君） 次に、反対の方討論ありましたら。

宇津木治宣議員。

〔 13番 宇津木治宣君登壇 〕

13番（宇津木治宣君） 議案第25号 平成21年度玉村町介護保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

私は、議案第9号 介護保険条例の一部改正議案に反対をいたしました。本予算議案は、3月4日の本会議で一部改正された介護保険条例に基づいて編成をされています。条例の一部改正での反対理由は、先日の討論で述べたとおりであります。玉村町介護保険特別会計は、前年度比3.1%増の13億

3,580万円であります。介護保険も定着しつつあり、介護認定者が増加を続けている現在、介護老人福祉施設の入所者は85人で、待機者は115人に上っています。そのうち緊急度が高い方が30人という現実であります。これらの現状を踏まえ、特別養護老人ホームなど施設サービス、または小規模多機能型居宅介護施設の開設や計画が進められている。本年は有料老人ホームが開設され、介護老人保健施設の40床が転換するなど介護ニーズが高まり、給付が増加する傾向にあります。第1号被保険者の保険料は基金を取り崩し、そして国が示した5%の経営安定化資金からの貸し付けを受け、その上で計算式を当てはめると基準額は算定され、その結果、年間4万6,000円、月3,900円の基準額が、先日の一部改正で決まったところであります。

介護保険の予算書で見ますと、被保険者は、20年度、5,675人、21年度、5,907人あります。第1号被保険者の保険料は2億6,607万円で、前年度比2,287万円の増加であります。税率改定によってこの分が増加したわけであります。その徴収は、年金者からの天引きは、収納率100%であります。一方普通徴収は、収納率89.1%を見込んでおります。未曾有の不況の中、お年寄りの生活は大変なことは論をまたないところであります。少ない年金から文句を言わず取り立てる、そして普通徴収の人は約1割の人が滞納を抱え、行く行くは介護保険から外される運命にあるというのも現実なのではないでしょうか。本予算が玉村町の介護保険をどうしていくのか、また介護が社会を支えるこの理念に照らしてどうだったのか、国や町の負担をふやして解決できないものか。1号被保険者の負担が今度から1%ふえたわけですがけれども、なぜ引き上げなければならないのか。そして、需要に応じて施設をどんどん、どんどんつくっていけば、ウナギ登りに介護保険料の増額を招くことになるのではないか。このことをしっかり検証してあるのかどうか。介護予防にもっと力を入れて、介護をもとから減らす努力はできないものなのか。そしてまた、介護従事者の報酬はこのままでいいのか。さまざまな論議を、検討を重ねた上で、こういった予算、こういった仕組みを考えていかなければならないのだと考えています。

しかるに、先日の議論の中でも、計算式に当てはめて給付がこうだったからという結論のみでこのことに結論を出すのについては、いささか私は今の玉村町のお年寄りの現状を見ますと賛同しかねる。もっと議論があってよかったのではないかということで反対をいたすものであります。

以上で討論を終わります。

議長（石川眞男君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

原幹雄議員。

〔1番 原 幹雄君登壇〕

1番（原 幹雄君） 平成21年度玉村町介護保険特別会計予算案に対する討論を賛成の立場で行います。

まず、一言で申し上げますと、本予算案は、今定例会で提案され、議会で既に可決済みの議案第9号の玉村町介護保険条例の一部を改正する条例に基づいて作成されたものであり、当然にこの

ような内容でなければならないということでございます。

保険料率について、なぜ適正であるかというふうに考えるところでございますが、まず1つは、介護保険制度そのものが法令により、国、県、市町村及び第1号・第2号の被保険者の負担割合が定められております。この計算というのは、このとおりなされて出された結果でございます。

今回の介護保険料の改定の内容を私なりに試算をしてみますと、まず今まで3,650円だったものが3,900円になるわけですが、これは準備基金の取り崩しで400円ちょっと、それと国からの補助金で55円ということで、460円ほど下げられておるわけです。そうしますと、本来は4,360円というのが基準になるのかなというふうに考えます。としますと、現在の3,650円から710円のアップというのが妥当な線というのですか、そういった数字になるわけです。ところが、この710円のアップする内容を見ますと、3%の介護保険料の上昇によって110円アップするわけです。それと、負担割合が19%から20%へ1%上がることによって、約200円ぐらい上がるわけです。そうしますと、あと残りは介護保険料自体の利用増というのですか、金額の増加ということで400円程度上がるわけです。そうしますと、この計算式の中で変動ができるのは何かといいますと、その皆さんの利用料を減らす、全体を抑えるということになるわけです。そうすると、何ができるかということ、例えば今予定されている特別養護老人ホームの建設を凍結するとか、あとは小規模多機能型の建設2カ所予定されていますが、こういったものを凍結をしてそれで抑えるということり町としてできない。そういった計算になるはずで。

ところが、こんなことは我々が選択できるような内容ではございません。それで、今回710円の中で、最初に申し上げたとおり、国からの補助金55円で55円の減額、それと準備基金の取り崩しで400円何がしかということで460円引き下げたわけです。どうしても利用がふえるというアップに伴う250円が残って3,650円が3,900円と、こういう数字になったというふうに私は理解しております。

もう一つ申し上げますと、国だとか、県だとか、市町村の負担割合というのは法令で決まっています。我々がどうのこうのすることのできる問題ではございません。もしこれを変えようとする、全体の介護保険制度そのものを一自治体で変えるというふうなそういったことになってしまいます。ですから、いろんな議論があるでしょうが、町としますと、これは最大限努力してそれで引き下げた。アップを最低限に抑えた改定であったというふうに考えますので、本予算案は適切であるというふうに私は判断いたします。

以上で賛成の討論を終わります。

議長（石川眞男君） 反対、賛成討論が既に6名ありました。全部の方にやってもらっていいのですけれども、そうするとはっきりしてしまいますので、せいぜいあと2人程度に抑えたいと思いますけれども、よろしく願います。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。

異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川眞男君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第26号 平成21年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第27号 平成21年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第28号 平成21年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第29号 平成21年度玉村町農業共済事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○日程第11 陳情審査の報告

議長（石川眞男君） 日程第11、陳情審査の報告についてを議題といたします。

文教福祉常任委員会に付託しておりました受理番号1、玉村町に全国健康保険協会管掌健康診断実施医療機関の指定病院設置を求める意見書の採択についての陳情について、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。

中里千恵子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 中里千恵子君登壇〕

文教福祉常任委員長（中里千恵子君） 文教福祉常任委員会による陳情審査の報告をいたします。

この陳情書は、玉村町に全国健康保険協会管掌健康診断実施医療機関の指定病院の設置を求める意

見書を、厚生労働大臣、全国健康保険協会理事長、全国保険協会群馬県支部長に対して提出することを玉村町議会に求めるものです。

提出者の玉村町大字上茂木に在住の原元宏氏により説明を受けました。陳情者の説明では、玉村町には全国保険協会管掌健康診断（以下、「協会けんぽ健診」という）の実施医療指定機関が1機関もなく、お手元にございます別紙のとおりでございます。そのため玉村町の地域住民及び企業で協会けんぽ健診の対象者となる者は、遠方の指定医療機関での実施や、最寄りの医療機関で協会けんぽ健診よりも高い料金を負担しての実施となっております。つまり、地域住民や企業における協会けんぽ健診の対象者にとっては、健康診断の実施に伴い大きな負担がかかっております。平成20年度から特定健康診断が始まり、世間一般的にも予防医学が重視されており、地域住民が協会けんぽ健診を実施する場合にも、町内に協会けんぽ健診の実施医療機関があれば受診しやすくなるとともに、金銭的、時間的負担が減り受診率の向上にもつながるので、ぜひ町に協会けんぽ健診実施医療機関の実現に向けて、意見書の提出をお願いしたいというものです。

本件に対しまして、行政側、つまり健康福祉課より参考意見を求めました。それによりますと、この陳情では、地域住民の健診と企業の健診の2つの健診について説明しています。玉村町には、現在指定医療機関はありません。この陳情書による指定医療機関がないと、両方の健診を受けることができないという内容の陳情ですが、被扶養者は去年の4月から特定健診となって、今でも健診を受けられる体制になっております。ただし、協会けんぽからの受診券が必要です。町の国保加入者を対象とした集団健診のとき受診できますし、また受診券を持っていれば、伊勢崎佐波医師会に加入している医療機関、つまり本町では14カ所ありますが、そこで受診できる体制になっております。角田病院もこの中に入っております。ただし、去年の4月から開始したため、協会けんぽから受診券を発行する時期が大分おくれ、平成20年度は手元に届かなかった可能性があります。21年度は、協会けんぽの事業所を通して申し込めば、5月半ばぐらいまでに発行されます。

もう一方の企業健診についてですが、この企業健診のほうは、つまり被扶養ではなくて保険者ですね。は、指定医療機関に行かないと、健診は受けられません。今回の指定医療機関とは、企業に勤めている方の健診のことです。

協会けんぽの指定病院を今まで町につくらなかった理由としては、企業に勤めている方の健診はあくまでも企業の責任で行うものであり、地域住民を対象にしたものではなく、企業と加入している協会けんぽのやりとりであり、そのことに対して町は介入できませんでした。医療機関が指定を受けるには、医療機関から財団法人社会保険健康事業財団に申請を行い、その申請を受けて事業財団がその病院を選定基準に従って審査し、さらに現地調査を行い、基準にかなっていれば、指定医療機関としての契約を結ぶことになっております。角田病院については現在申請中であり、調査を行っているとのことあります。

終わりに、料金の負担について、指定医療機関で実施せずほかの医療機関で実施すると金額が高く

なるということについては、交通費等を別にすれば、料金は同じだと思われます。陳情者と健康福祉課による説明と質疑の後、各委員の意見を求めました。

備前島委員は、玉村町では、健康診断の受診率がおよそ3割と聞いております。病気の早期発見、早期治療のためには、一人でも多くの方が健康診断や人間ドックを受ける必要があります。玉村町に協会けんぽ健診の指定医療機関があれば、費用と時間の軽減ができて、受診率が上がると思われます。対象者がたとえ何人であろうと、その人たちのためにも一日も早い指定医療機関の設置を望みますので、私は採択といたします。

寺田委員……

〔「省略」の声あり〕

文教福祉常任委員長（中里千恵子君） よろしゅうございますか。

では、省略させていただきます。お手元にあるとおりでございます。

ということですので、本陳情は、採決の結果、採択に賛成する委員が2名、趣旨採択とする委員が2名となり、採決権は委員長にゆだねられました。指定医療機関への事務権限が平成20年度より国から財団法人社会保険健康事業団に移り、まだこの事業団自体が選定事業を行うに当たり国の基準を見ながら模索中であるということですし、もう少し時間がたってから当委員会では採択するかどうかを評価したいという考えによりまして、この席では事業財団の内部について評価する立場にないとの委員長の意見によりまして、趣旨採択となりました。

したがいまして、本陳情は、採決の結果、採択に賛成する委員2名、趣旨採択とする委員2名となり、委員長の採決権により趣旨採択となりました。

以上です。

議長（石川眞男君） 審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

村田安男議員。

〔12番 村田安男君登壇〕

12番（村田安男君） 内容を重々承知させていただきました。陳情者でございますね、この方につきましては、玉村町大字上茂木1233番地、原元宏さんという方でございますけれども、この中に、先ほど来固有名詞が出てきておりますけれども、固有名詞がいかげな理由で出てくるのか。私は、この人は固有名詞を一つも使ってないのにもかかわらずある病院の固有名詞が出ておりますけれども、どのような事情で固有名詞を出すのか。私はこの趣旨というものは、玉村町の企業の保険者、これに対する利便性を向上させるための政策を考え方として出したものに対して、その当事者が出すものに対しての町としての同意を求めるものでございますから、固有名詞を出すことは、この陳情に対してどこにも書いてないのです、固有名詞は。なぜ固有名詞が出てくるか。私はそういう審議の仕方はおかしいと思うのですけれども、その辺について出した理由をお聞かせいただきたいと思います。

議長（石川眞男君） 中里委員長。

文教福祉常任委員長（中里千恵子君） 固有名詞というのは、角田病院ということでしょうか。

議長（石川眞男君） 村田安男議員。

12番（村田安男君） そのような発言をなさっておりますけれども、角田病院は、固有名詞としてはどこにも出ていないですね。角田になるか、どこになるかわかりません。ただ、そういう固有名詞が出てくることについては、この陳情に対する趣旨を逸脱した話だと思しますので、その辺の審議のやり方について大変疑問点を感じるところでございます。

議長（石川眞男君） 答弁を求めますか。

12番（村田安男君） 結構です。

議長（石川眞男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、玉村町に全国健康保険協会管掌健康診断実施医療機関の指定病院設置を求める意見書の採択についての陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

玉村町に全国健康保険協会管掌健康診断実施医療機関の指定病院設置を求める意見書の採択についての陳情に対する文教福祉常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

○日程第12 開会中における所管事務調査報告

議長（石川眞男君） 日程第12、各常任委員長から、開会中における所管事務調査報告が議会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第13 閉会中における所管事務調査の申し出

議長(石川眞男君) 日程第13、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、目下委員会において審査中及び調査中の事件につき、議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(石川眞男君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

○追加日程第1 議案第33号 平成20年度玉村町一般会計補正予算(第7号)について

○追加日程第2 議案第34号 財産の取得について

議長(石川眞男君) 追加日程第1、議案第33号 平成20年度玉村町一般会計補正予算(第7号)についてから追加日程第2、議案第34号 財産の取得についてまでの2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(石川眞男君) ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、議案第33号から追加日程第2、議案第34号までの2議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長(貫井孝道君) 議案第33号 平成20年度玉村町一般会計補正予算(第7号)についてのご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,470万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,646万7,000円とさせていただくとともに、繰越明許費の設定をさせていただくものでございます。

まず、繰越明許費の設定でございますが、定額給付金事業及び子育て応援特別手当事業であり、両事業とも平成21年度に交付を行うため、交付金並びに、その交付に必要な事務費をそれぞれ平成21年度に繰り越すものでございます。

歳入は、全額国庫支出金を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、定額給付金事業では、対象者3万7,864人を予定し、交付金5億5,950万4,000円であり、子育て応援特別手当事業では、対象者700人を予定し、交付金2,520万円でございます。合計5億8,470万4,000円を計上するものでございます。

一般質問の中でも、議員の皆様から一日も早い交付とのご意見をいただき、金融機関等との協議を行い、できる限り早く対象者に交付をしていきたいと考えております。

議案第34号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案につきましては、2011年7月の地上デジタルテレビ放送への完全移行に向け、小中学校にデジタルハイビジョンテレビを整備するものでございます。

なお、玉村中学校及び上陽小学校は含まれておりませんが、玉村中学校については既に整備済みであり、また上陽小学校については平成22年度に耐震補強・大規模改造工事が予定されているため、その工事にあわせて整備をする予定でありますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

議長（石川眞男君） 提案説明を終了いたします。

追加日程第1、議案第33号 平成20年度玉村町一般会計補正予算（第7号）について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第2、議案第34号 財産の取得について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○追加日程第3 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（石川眞男君） 追加日程第3、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第3、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての提案説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員は4名で活動していますが、当町には小学校が5校あり、学校区ごとに適正配置することとなり、1名増員となりました。

それに伴い本定例会において、高橋詔一氏を推薦するものでございます。高橋詔一氏におかれましては、南小校区であります角淵地区に居住しており、長年にわたり金融機関に勤務し、平成16年から教育委員・教育委員長を歴任され、人格識見高く、地域の信望も厚く適任と認められますので、ご承認をいただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（石川眞男君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

議長（石川眞男君） 暫時休憩します。

午後 3 時 7 分休憩

午後 3 時 7 分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

○追加日程第 4 同意第 1 号 副町長の選任について

議長（石川眞男君） 追加日程第 4、同意第 1 号 副町長の選任について議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第 4、同意第 1 号 副町長の選任について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 同意第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることにつきまして提案説明を申し上げます。

本案は、横堀副町長の任期がこの 3 月末をもって満了となることから、再度選任をいたしたく、地方自治法第 162 条の規定により提案をさせていただくものでございます。

横堀氏は、昭和 46 年 3 月に慶應義塾大学法学部を卒業し、群馬県庁に入職いたしました。厚生課を皮切りに、財政課、児童家庭課、教育委員会、桐生保健福祉事務所等で要職を歴任し、平成 17 年 4 月から現職として、町政運営のかじ取りが大変難しいこの時期に、県庁職員時代の豊富な経験や手腕を生かし、多くの困難な課題を解決する推進役を果たしてくれました。特に平成 17 年度に実施した機構改革では、よく執務を掌握し、当時 22 あった課を 13 に、72 あった係長ポストを 61 に削

減する改革を断行し、財政改革に貢献をいたしました。

温厚篤実な人柄で、職員からの信頼も厚く、長年培われた知識や経験をもって、今後も起こることであるうさまざまな行政課題に対し、俊敏かつ的確に対応してくれるものと確信をしております。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（石川眞男君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

議長（石川眞男君） 暫時休憩します。

午後 3 時 1 0 分休憩

午後 3 時 1 0 分再開

議長（石川眞男君） 再開します。

議長（石川眞男君） ただいま副町長に再任されました横堀憲司氏よりごあいさつをいただきたいと思えます。

副町長。

〔副町長 横堀憲司君登壇〕

副町長（横堀憲司君） このたびは、貫井町長からご指名をいただき、そしてまたこの本議会でご同意をいただきました。大変ありがとうございます。

過去 4 年間、1 期目を振り返ってみますと、同じ公務員ということでわかったつもりでいましたけれども、大分やっぱり県と市町村では勝手が違いました。いろいろな面で力不足の点がありまして、町長、そして議員の皆様方のご期待に十分沿った活動ができたかなと多々反省するところがございませぬ。いま一度気を引き締めて、次期副町長の座を一生懸命ご期待にこたえられるよう頑張っていきたい

いというふうに思いますので、どうぞこれからもよろしくご指導のほどお願いしたいと思います。
どうぞよろしくお願い致します。

議長（石川眞男君） 横堀副町長には、引き続き玉村町発展のためにご尽力していただけますよう期待申し上げます。

○追加日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（石川眞男君） 追加日程第5、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第5、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてご説明申し上げます。

平成17年12月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております高橋一朋様におかれましては、3月31日に任期満了となります。

本案につきましては、その後任の選任を行うものでありますが、高橋様に再任のお願いをいたしましたところ、快くお引き受けいただきました。高橋様は長年にわたる固定資産評価補助員を務められ、固定資産税に精通する適任者であると思っております。

ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（石川眞男君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

○字句等整理委任について

議長（石川眞男君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（石川眞男君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

○町長あいさつ

議長（石川眞男君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 平成21年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月4日に開会されまして、本日までの14日間、議員の皆様方には平成21年度一般会計当初予算をはじめ追加案件を含む39案件につきまして慎重にご審議をいただき、すべて原案のとおりご議決、ご承認を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

施政方針の中で述べましたとおり、平成21年度の主要施策であります「健康とスポーツのまちづくり」、「あんしん安全なまちづくり」、「食育で明るいまちづくり」、「町民との協働のまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」の5つを柱とし、町民の皆様に住んでよかった町「玉村町」になるよう全力を挙げて仕事を進めたいと思っております。ちょっと骨がないと言われましたけれども、これから骨をつくりますから。

また、21年度の経済状況におきましては、非常に厳しい状況になると考えております。こういうときこそ、行政の果たす役割が大変重要であると考えております。そこで、予算執行に当たりまして、5項目の重要施策を十分踏まえながら、さらに細部にわたり幅広く細かな事業を行っていくこととともに、議員各位から賜りましたご意見等につきましては、十分にこれを尊重し、町政の運営に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

また、本定例会におきまして、12人の議員各位から一般質問があったわけですが、今議会で賜りましたご意見、ご提言につきましても十分尊重させていただき、さらなる町政の発展を目指

し、努力してまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、これから年度末、そして年度初めという多忙な時期を迎えるわけですが、議員の皆様方には健康には十分留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げて、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長あいさつ

議長（石川眞男君） 平成21年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、3月4日に開会し本日まで、平成21年度の一般会計予算や特別会計予算等、そして平成20年度の締めくくりとなる補正予算、また関係する諸議案の審議が行われました。さらに、多くの議員からの一般質問、また予算特別委員会での慎重な審査をはじめ活発な議会、委員会活動が会期中に行われました。これもひとえに議員各位はもとより貫井町長をはじめとする執行部幹部職員のご努力によるものと御礼申し上げます。

なお、町長におかれましては、審議の際に出された意見や要望を、玉村町民の声として十分尊重され、今後の行政に活かされますことを強くお願いいたします。

100年に1度と言われる経済不況により、法人税収の落ち込み等当町においても相当厳しい財政運営が強いられるものと思われます。我々議員は住民代表としての職の重さを十分認識し、町民の負託にこたえる責任の度合いが増しております。

結びに当たり、議員各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、一層ご自愛くださいまして、玉村町のさらなる発展のためご尽力賜りますことをお願い申し上げ、平成21年玉村町議会第1回定例会閉会に当たってのごあいさつといたします。

ご苦労さまでした。

○閉 会

議長（石川眞男君） これにて平成21年玉村町議会第1回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時19分閉会